

【研究ノート】

フランス植民地期カンボジアにおける歴代司法大臣の経歴(3・完)

An Analysis on the Personal History of the Ministers of Justice in French Colonial Cambodia (3)

傘谷 祐之*

KASAYA Yushi

目次

- I. はじめに
- II. 歴代司法大臣の経歴
 - 1. ウク (在任: 不明-1899年)
 - 2. ポク (在任: 1899-1903年)
 - 3. コル・デ・モンテイロ (在任: 1903-1907年) (以上第2号)
 - 4. マエン (在任: 1908-1911年)
 - 5. アレクシ・ルイ・チュン (在任: 1912-1922年)
 - 6. ソン・ディアプ (在任: 1922-1927年) (以上、第3号)
 - 7. カエウ・チア (在任: 1927-1933年) (以下、本号)
 - 8. ヒン・パエン (在任: 1933-1942年)
 - 9. チャン・ナーク (在任: 1942年-)
- III. 司法大臣の人事慣行
 - 1. 司法大臣の経歴の変化
 - 2. 司法官の人事慣行
- IV. おわりに

* 名古屋大学アジア共創教育研究機構研究アシスタント

7. カエウ・チア（在任：1927-1933年）

カエウ・チア（Keo Cheaまたは Kêo Chéa）¹⁰⁸は、1870年11月8日に、プノンペンで、宮廷医助手の子として生まれた¹⁰⁹。1889年にフランス人外交官・探検家オーギュスト・パヴィエ（PAVIE, Auguste）のラオス踏査にタイ語の通訳として同行し、翌1890年にタイに留学した¹¹⁰。

1895年に帰国し、フランス保護領政府の通訳官研修生（élève interprète）となった。その後の15年間は通訳として働き、同時に、カンボジア語教育にも携わった¹¹¹。その功績が認められてか、1911年、インドシナ総督によってパリの現用東洋言語特別学校（École spéciale des langues orientales vivantes）への出向を命じられた¹¹²。1913年に帰国し、大臣会議の次席書記官（deuxième secrétaire）¹¹³となり¹¹⁴、次いで1918年には内務大臣補佐官代行

¹⁰⁸ 以下のカエウ・チアの経歴は、カエウ・チアの個人ファイル中の「情報個人票（កំណត់ជូនព័រជ័យ）」[ANC RSC 17930]、および、カエウ・チアのもう一つの個人ファイル中の「カエウ・チア閣下、職員番号 745 番の勤務状況（Etat de services de S. E. KEO-CHEA, N°-mle 745）」という表題の書類による [ANC RSC 19293]。

¹⁰⁹ カエウ・チアの生年および出生地については、カエウ・チアの個人ファイル中の、1940年に作成したと思われる「出生証書に代わる公知証書」による。また、同じ「出生証書に代わる公知証書」によれば、カエウ・チアの父は「チェイ・カエウ（Chey Keo）」という名で、宮廷医助手（médecin adjoint à la cour de Sa majesté）を務めていた、という [ANC RSC 19293]。

¹¹⁰ カエウ・チアの留学先については、カエウ・チアの個人ファイル中の「情報個人票」には、バンコクの「コレドラスシオン（កូឡេ: វិទ្យាស្ថានស៊ុយស៊ីង）」とある [ANC RSC 17930]。「コレへ」は「コレージュ（collège）」の音訳と思われる。「ドラスシオン」は、判断が難しいが、語頭は「de la」または「de l'a-」、語尾は「-tion」の音訳であろう。カエウ・チアのもう一つの個人ファイル中の、カエウ・チアの1895年以降の経歴を書き綴った表題の無い書類には、タイプ打ちで記された経歴の末尾に、カエウ・チアはタイの「アサンプション校（collège de l'assomption）」の卒業生である、と手書きで追記されている [ANC RSC 19293]。この書類には留学の時期が書かれていないが、「情報個人票」の情報と合わせて判断すると、おそらく1890年にアサンプション校に留学したと思われる。

¹¹¹ カエウ・チアの個人ファイル中の、カエウ・チアの過去の勤務評定をまとめた書類によれば、1904年に、当時の上司であるプノンペン理事官フィリップ・アーン（HAHN, Philippe）が、カエウ・チアは「カンボジア語の講義をかなりうまく行っている」と記しており、遅くとも1904年にはカンボジア語教育に関わっていたと思われる。1906年の勤務評定でもポール・コラル（COLLARD, Paul）が同様のことを記しており、1910年にはルクレールが、カエウ・チアは「数年来、カンボジア語の講義を担当している」と記しているため、この間に長期にわたってカンボジア語を教えていたようである [ANC RSC 19293]。同書類にはそれ以上の情報は無く、どのような講義であったのかはわからない。

¹¹² 1911年2月17日インドシナ総督令第668号。同総督令については、カエウ・チアの個人ファイル中の同総督令の写しを参照 [ANC RSC 19293]。「カエウ・チア閣下、職員番号 745 番の勤務状況」によれば、カエウ・チアは現用東洋言語特別学校で復習教師（répétiteur）を務めたといふ [ANC RSC 19293]、おそらくはカンボジア語を教授したのであろう。

¹¹³ 大臣会議の書記官については、大臣会議制度を再編する1897年7月11日王令第3条が、大臣会議に「書記官・兼・文書管理官1人（Un secrétaire archiviste）」を置く、と規定する。フランス人植民地行政官ポール・アルマン・ルソー（ROUSSEAU, Paul Armand）が1904年に公刊した博士論文中で述べるところによれば、書記官・兼・文書管理官は、仕事量が多かったために、2人に増員された、という [Rousseau 1904: 61]。また、同じく植民地行政官であり、1910年代後半にカンボジア行政学校の校長を務めたアシル・シルヴェストル（SILVESTRE, Achille）は、大臣会議には多数の書記官（smien）が配置されており、大臣会議のために書類を準備し、報告や閣議の議事録を作成し、それらの文書を保管する任にあっていた、と述べており [Silvestre 1924: 36]、おそらく、1897年7月11日王令の規定する「書記官・兼・文書管理官」は、これら多数の書記官らを統括する立場にあったと思われる。2人いる「書記官・兼・文書管理官」のうち、上位にある者を「首席書記官（premier secrétaire）」または「首席書記官・兼・通訳官（premier secrétaire et interprète）」等と称し、稀に「書記官長（secrétaire général）」と称することもあった。また、下位にある者は「次席書記官」または「次席書記官・兼・文書管理官（deuxième secrétaire archiviste）」と呼ばれた。後に、大臣会議制度に関する1926年12月31日王令第112号 [BAC 1927:727-733] は、前者を「書記官長」、後者を「次席書記官」と称すると法定した（第2条）。

¹¹⁴ 1913年6月23日王令第46号。同王令については、官報に収録されている、同王令に執行力を与える1913年6月26日理事長官令第922号を参照 [BAC 1913: 431]。同理事長官令には施行日について記載がないが、「カエウ・チア閣下、職員番号 745 番の勤務状況」によれば、1913年6月23日付で、すなわち王令と同日付で就任した、という [ANC RSC 19293]。

に就任した¹¹⁵。同職在任中にも、1919年から1922年まで、プノンペンで開かれるカンボジア語公開講座の教官を務めた¹¹⁶。これらの経歴からすると、カエウ・チアは、同時期の通訳たちの中でもカンボジア語に秀でており、単に母語として読み書きができるだけでなく、それを外国人に教える能力があった人物と思われる。

その一方で、法の分野での活動も見られる。1つには、カンボジア行政学校の運営への関与である。カエウ・チアは、同校のフランス人教員を補助し、その際に、同校の教授科目である民法、刑法、行政組織等の知識を得たようである¹¹⁷。もう1つには、法典編纂への関与である。1918年に、民法典の草案と土地法制との調整を図る委員会が設置され、カエウ・チアも委員として参加した¹¹⁸。翌1919年に、第二次法典編纂によりフランス語で起草された諸法典の草案をカンボジア語に翻訳する委員会が設置された際も、委員を務めた¹¹⁹（表7を参照）。

表7 諸法典をカンボジア語に翻訳する委員会の構成員（1919年）

委員長	ケート	破毀院長官代行
委員	ヒン・パエン	司法大臣補佐官
〃	アントワヌ・マウ	海軍大臣補佐官
〃	カエウ・チア	内務大臣補佐官代行
〃	トン・チョイ	理事長官府第二局書記官
〃	Nam Sien	理事長官府官房書記官
参与	デザンリス*、メイエ*	

*はフランス人を示す。

（出典）1919年4月14日理事長官令（法令番号不明）[BAC 1919:207]に基づき筆者作成。

1921年、バットドムボン州知事に異動し¹²⁰、数年間を地方で過ごした。1927年、ソン・ディアプの退任を受け、司法大臣に就任した。カエウ・チアを司法大臣に任命する王令は未発見であるものの、他の資料から推測するに、実際に職務を開始したのは同年9月

¹¹⁵ 1918年7月15日王令第49号。同王令については、カエウ・チアの個人ファイル中の同王令の写しを参照[ANC RSC 19293]。前任の内務大臣補佐官が退職したことに伴う人事であったが、カエウ・チアは、当時の官制上、大臣補佐官に就任するために必要とされる職位に達していなかったため、正規の大臣補佐官ではなく大臣補佐官代行への就任となった。この点につき、カエウ・チアの個人ファイル中の、理事長官府第二局が作成したと思われる1918年6月28日の日付のある書類を参照のこと[ANC RSC 19293]。

¹¹⁶ 1918年12月18日理事長官令第1240号、および、1921年12月25日理事長官令第1649号。両理事長官令については、カエウ・チアの個人ファイル中の両理事長官令の写しを参照[ANC RSC 19293]。なお、1918年12月18日理事長官令は、カエウ・チアを「1918年」1月1日付でカンボジア語公開講座の教官に任命しているが、理事長官令の布告日から考えて「1919年」の誤記と思われる。

¹¹⁷ カエウ・チアの過去の勤務評定をまとめた書類によれば、1921年に、当時の上司である内務・宗教大臣ピアヌヴォン王子が、カエウ・チアは「民法・刑法や新しい行政規則のような付随的な知識を持っている。というのは、彼は、何年も前からカンボジア行政学校のフランス人教授たちの補助者（adjoint）であったからである」と記している[ANC RSC 19293]。具体的にどのように補助したのかは、わからない。

¹¹⁸ 1918年7月17日理事長官令第774号[BAC 1918:373]。

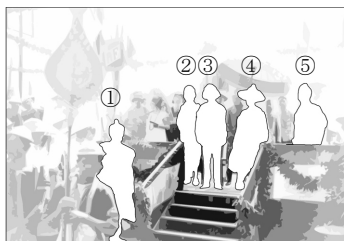
¹¹⁹ 1919年4月14日理事長官令（法令番号不明）[BAC 1919:207]。

¹²⁰ 1921年12月11日王令第98号[BAC 1921:969]。

1日だと思われる¹²¹。カエウ・チアの在任中の1929年に、1924年に公布・施行された刑法典を大幅に改正しているが¹²²、この作業にカエウ・チアがどの程度関わったのかは不明である。

1933年、カエウ・チアは、1月5日付で、内務・宗教大臣に異動した¹²³。1940年まで内務・宗教大臣を務めた後に退職し¹²⁴、その後の動静は不明である。

写真3 モニヴォン王の戴冠式（1928年）（ANC Photo No.1095）



写真中の人物は、筆者が他の写真と対照したところ、①司法大臣カエウ・チア、②陸軍・公教育・公共事業大臣ペッチ・ボン（Peich Ponn）、③理事長官アリステイド・ウジェーヌ・ル・フォル（LE FOL, Aristide Eugène）、④モニヴォン王、⑤宮内・財務・芸術大臣チュオン（Thiounn）、である。

¹²¹ カエウ・チアの個人ファイル中の、カエウ・チアの経歴を記した表題の無い書類によれば、カエウ・チアは「1926年12月30日」に司法大臣に就任した、という [ANC RSC 19293]。しかし、前掲注106で述べたように、前任者のソン・ディアブが翌年8月末日まで司法大臣職にとどまっていた可能性が高く、カエウ・チアが1926年12月30日に実際に司法大臣に就任したとは考えにくい。同じくカエウ・チアの個人ファイル中の、カエウ・チアからバッドムボン理事官に宛てた1927年1月18日付の手紙の翻訳には、「私 [カエウ・チア：筆者注] は、昨年12月30日付の王令によって私が司法大臣に任命されたことについて、および、ソン・ディアブ閣下に退職年金が渡された後でないと私の新しい職務に就くことはできないであろうことについて知らせる公電を受領したことを通知する光栄に浴します」（下線は筆者による）と記されている [ANC RSC 19293]。おそらく、1926年12月30日王令によってカエウ・チアを司法大臣に任命したものの、その後に何らかの事情で前任者が退任できない事態が生じ、前任者の退任とカエウ・チアの就任が延期されたのだと思われる。

¹²² 1929年5月16日王令第42の2号（n° 42^{bis}） [BAC 1929:829]。同王令によれば、刑法典全540か条中の150か条近くに及ぶ大改正であった。

¹²³ 1933年1月5日王令第3号 [BAC 1933:72-73]。

¹²⁴ 1940年7月19日王令第152号 [BAC 1940:1628]。同王令には退任の日付が明記されていない。

8. ヒン・パエン（在任：1933-1942年）

ヒン・パエン（Hing Penn）¹²⁵は、1879年に、ターカエウ州で¹²⁶、農民の子として生まれた¹²⁷。少年期の動向は不明であり、学歴もわからない。

1898年に日雇通訳（*interprète journalier*）として職歴を開始した。翌1899年2月1日に、通訳官研修生に採用され、以後は通訳として10年近く勤務した。その間の、少なくとも1904年から1908年までは、理事長官府（*Résidence supérieur*）の第二局（2^e bureau）に所属していた¹²⁸。理事長官府第二局は、その局長が法典編纂に関する委員会の委員を度々務めるなど、法典編纂とも関わりが深い部署であり、ヒン・パエンもまた法典編纂に関わったと思われる。1905年に法典編纂に関する4つの小委員会が再組織された際、当時の官報はその第三小委員会の通訳・翻訳を担当する人物の名前を「Penn」と記しているが¹²⁹、これがヒン・パエンではないかと思われる¹³⁰。おそらく、ヒン・パエンは、第二局で勤務し法典編纂にも関わる中で、法に関する知識や経験を次第に獲得していったのであろう。

1908年、大臣会議の次席書記官に抜擢され¹³¹、1912年に首席書記官に昇格した¹³²。翌1913年には、前任者の転出に伴い、司法大臣補佐官に就任した¹³³。1915年、当時の大臣らにより控訴院の長官に推薦されたが、これは実現しなかった¹³⁴。しかし、フランス人植

¹²⁵ 以下の経歴は、ヒン・パエンの個人ファイル中の「情報個人票（Bulletin Individuel de Renseignements）」による〔ANC RSC 19021〕。また、〔Indochine française 1943:65〕も参照のこと。

¹²⁶ ヒン・パエンの生年および出生地については、〔Indochine française:1943〕による。ただし、生年については、一次資料でも「1979年」とするもの他、「1977年」とするものも一部に見られる。たとえば、ヒン・パエンの個人ファイル中の、1913年に作成されたと思われる「出生証書に代わる公知証書」によれば、「1877年3月」生まれである、という〔ANC RSC 19286〕。

¹²⁷ ヒン・パエンの「出生証書に代わる公知証書」によれば、ヒン・パエンの父は「ヒン(Hing)」といい、「農耕民(cultivateur)」「稲作をする、田仕事をする〔者〕(ធ្វើស្រែ)」であった、という〔ANC RSC 19286〕。また、ヒン・パエンの出生を証明する証人として署名している3人も全て、職業は同じく農民だと記している。これが事実であれば、ヒン・パエンは、農民の子として生まれ、植民地期の行政機構を通じて大臣にまで社会的「上昇」を果たした希有な例ということになる。しかし、後述するようにヒン・パエンの最初の職歴は通訳であって、もし農民の子であるとするならば、どうやって通訳に必要な語学力を身につけたのか、疑問が残る。

¹²⁸ ヒン・パエンの個人ファイル中の、ヒン・パエンの過去の勤務評定をまとめた書類と、『仏領インドシナ総年報（*Annuaire général de l'Indo-Chine française: AGIF*）』掲載の職員名簿を対照したところ、1904年から1907年までヒン・パエンの勤務評定を行った人物、すなわちヒン・パエンの直属の上司はピュジョル（Pujol）という人物であるが〔ANC RSC 19286〕、これは同時期に理事長官府第二局長を務めたヴィクトル・ガブリエル・ピュジョル（PUIOL, Victor Gabriel）だと思われる〔AGIF 1904:591; 1905:310; 1906:314; 1907:415〕。ピュジョルは、1906年の勤務評定において、ヒン・パエンが「第二局でもっとも優れた通訳の一人である」と記している。また、1908年の勤務評定を行ったのはジュモ（Jumeau）という人物であるが〔ANC RSC 19286〕、これも1908年当時に第二局長であったマリー・フランソワ・ジョゼフ・エミール・レオン・ジュモ（JUMEAU, Marie François Joseph Emile Léon）だと思われる〔AGIF 1908:104, 453〕。

¹²⁹ 前掲注45を参照。

¹³⁰ 法典編纂に関する小委員会の構成員を規定する1905年9月3日理事長官令は、「Penn」の職位を「補助通訳官1級（*interprète auxiliaire de 1^{re} classe*）」としているが、ヒン・パエンの「情報個人票」によれば、ヒン・パエンは前年の1904年7月14日付で「補助通訳官1級」に昇進しており〔ANC RSC 19021〕、職位は一致する。

¹³¹ 1908年9月14日王令第74号〔BAC 1908:460〕。

¹³² 1912年2月8日王令第12号〔BAC 1912:132〕。

¹³³ 1913年5月7日王令第36号〔BAC 1913:345〕。

¹³⁴ 大臣会議は、前掲注84で述べたように、1915年に当時の控訴院長官を勇退させた。その後、同年3月11日に開催された第201回会議において、理事長官フランソワ・マリウス・ボードワン（BAUDOIN, François Marius）と大臣たちは、後任人事を検討した。大臣たちは2通りの人事案を提案したが、その第2案がヒン・パエンを推すものであった。しかし、ボードワンは、「私は、『オクニャー』パエンは、私たちが人材を供給しなければならない重要な地位を占めるにはかなり若い——彼は38歳である——と考える」と延べ、第2案には反対の意向を示したので、ヒン・パエンは司法大臣補佐官にとどまった〔ANC RSC 32317: (201) 5-6〕。なお、〔ANC RSC 32317〕は、大臣会議の第195回会議から

民地官僚たちも、直属の上司に当たる司法大臣アレクシ・ルイ・チュンも、ヒン・パエンの仕事ぶりを高く評価していた¹³⁵。1919年には、前述のカエウ・チアらとともに、法典のカンボジア語への翻訳に取り組んだ¹³⁶（前掲表 7 を参照）。さらに、チュンが病により執務不能であった 1921 年から翌年にかけては、ヒン・パエンがチュンに代わって大臣会議に出席した [ANC RSC 32323; ANC RSC 32324]。

1923 年、破毀院の後身である取消裁判機関 (Juridiction d'annulation) の長官ケートが療養休暇を取得した際、司法大臣補佐官に在職のまま、長官職を代行した¹³⁷。その後、ケートが死去したため、1924 年に正規の長官に就任した¹³⁸。ただし、当面、司法大臣補佐官についても兼務することとされた¹³⁹。

1933 年、カエウ・チアの内務・宗教大臣転出に伴い、同年 1 月 5 日付で司法大臣に就任し、「ヨマリアチ」の称号を与えられた¹⁴⁰。そして、司法大臣を 9 年間務め、1942 年 6 月末に退任した¹⁴¹。その後の動静は不明である。



写真 4 ヒン・パエン
[Indochine française 1943: 65]



写真 5 チャン・ナーク
[Indochine française 1943: 57]

第 234 回会議までの議事録を集成した資料であるが、全体を通じた頁番号が振られておらず、回毎に 1 頁から始まる。そのため、第 201 回大臣会議の議事録の 5-6 頁目を「(201) 5-6」のように表記した。

¹³⁵ たとえば、司法大臣チュンは、1920 年 1 月 13 日に、ヒン・パエンの昇進を求める手紙を理事長官に送っているのだが、その手紙によれば、ヒン・パエンは、司法省において「熱意 (zèle) と意欲 (bonne volonté) を発揮」しており、「彼の働きは、常に熱心 (assidu) であって、他に望むべきことは残っておらず、彼の振舞は好ましく、彼の公平さは賞賛に値する」という [ANC RSC 19021]。また、当時、司法省を指導監督するために派遣されていたフランス人植民地官僚デザンリス (Desenlis) は、同月 15 日付の手紙において、「私見では、『オクニャー』パエンは、カンボジア政府では、破毀院長官ケートに次いで、もっとも優れた人である」と述べている [ANC RSC 19021]。

¹³⁶ 前掲注 119 を参照。

¹³⁷ 1923 年 7 月 16 日省令第 70 号 [BAC 1923:584]。

¹³⁸ 1924 年 9 月 12 日王令第 43 号 [BAC 1924:964]。

¹³⁹ 1924 年 10 月 4 日省令第 85 号 [BAC 1924:1087]。この取消裁判機関長官と司法大臣補佐官との兼職が、その後いつ解かれたのかは、不明である。しかし、後述するように、1929 年にはチャン・ナークが司法大臣補佐官に就任していることから、遅くともそれまでには兼職を解かれ、取消裁判機関長官専任になったと思われる。

¹⁴⁰ 1933 年 1 月 5 日王令第 3 号 [BAC 1933:72-73]。

¹⁴¹ 1942 年 6 月 23 日勅令 (Kret) 第 74 号 [BAC 1942: 1466]。同勅令は、ヒン・パエンが同年 7 月 1 日より退職年金の権利を行使することを許可する、と規定しているので、退任の日付はその前日の 6 月 30 日だと思われる。なお、ヒン・パエンの退任に際し、当時の理事長官代行ジャン・ド・レン (DE LENS, Jean) は、同年 6 月 19 日付のヒン・パエン宛の手紙において、ヒン・パエンの司法大臣としての業績を次のように称えている。「貴方 [ヒン・パエン：筆者注] が衰えることのない熱意と若者たちの模範として挙げるに値する良心とをもって 10 年近く務めた重要な管理職から退くに際し、私は、君主および保護領からの全面的な感謝を貴方に伝えたいと思います。司法省は、貴方の高度な後援の下で、経験したことがないほどに発展したのであり、組織化と整備とに関する貴方の尊敬に値する働きは、貴方の後継者の任務をより容易にしました」 [ANC RSC 19021]。

6. チャン・ナーク（在任：1942年-）

チャン・ナーク（Chan Nak）¹⁴²は、1892年5月27日、プノンペンに生まれた¹⁴³。父は、宮廷官人であり、高官であったと思われる¹⁴⁴。

学歴には、不明な点が多い¹⁴⁵。1907年に行われた書記官研修生（*élève secrétaire*）採用試験に15歳で合格し¹⁴⁶、1909年に書記官研修生となった¹⁴⁷。最初は理事長官府第二局に配属され、地方勤務を挟んだ後、1919年末に第二局に短期間復帰し、そして1920年からは司法省駐在代表事務所（*Délégation au Ministère de la Justice*）で勤務した。また、1915年にはカンボジア人官吏の養成校であるクロムカー学校（*École des Kromokars*）で通訳を務め¹⁴⁸、1922年には、クロムカー学校の後身であるカンボジア行政学校で刑法および刑事訴訟法の復習教師（*répétiteur*）を務めた¹⁴⁹。こうした実務をこなす中で、法に関する知識や経験を身につけていったのであろう。

チャン・ナークの経歴がそれ以前の司法大臣の経歴と大きく異なるのは、チャン・ナークには試験を経て司法官（*Magistrat*）¹⁵⁰に採用された経験があることである。1910年代の第二次法典編纂の成果の一つとして、1922年に司法組織（*organisation judiciaire*）¹⁵¹を再編する王令が布告され、フランス法の影響を受けた司法組織が整備された（次頁図2・3を参

¹⁴² 以下のチャン・ナークの経歴は、チャン・ナークの個人ファイル中の「チャン・ナーク閣下、職員番号977番、司法大臣の勤務状況（*Etat de services de S. E. CHAN-NAK, N°mle 977, Ministre de la Justice*）」という表題の書類による〔ANC RSC 18875〕。また、〔Corfield and Summers 2002:52; Samoth 2012:17-18; Indochine française 1943: 57〕も参照のこと。

¹⁴³ チャン・ナークの個人ファイル中の、1917年に作成されたと思われるチャン・ナークの「出生証書に代わる公知証書」による〔ANC RSC 18875〕。

¹⁴⁴ チャン・ナークの「出生証書に代わる公知証書」によれば、チャン・ナークの父チャン（Chan）は「王宮の官人（*mandarin au Palais royal*）」である、という。同資料には、父の職名、称号、位階等は記されておらず、詳細は不明であるものの、チャン・ナークの出生を証明する証人として1917年当時の控訴院長官ウム（Oum）、大臣会議首席書記官アントワーヌ・マウ、同次席書記官カエウ・チアラが署名しており、これら高官と交流のある人物であったと思われる。また、チャン・ナークの個人ファイル中の「婚姻証書（*សំបុត្ររៀបការអាពាហ៍ពិពាហ៍*）」によれば、チャン・ナークは1914年にノロドム王の孫にあたる王族女性と結婚しており、王族とも関係のある家柄であったと思われる〔ANC RSC 18875〕。

¹⁴⁵ ある先行研究は、チャン・ナークは、カンボジア行政学校、および、フランス本国の植民地学校（*École Coloniale*）で学んだ、とする〔Corfield and Summers 2002:52〕。また、別の先行研究は、1909年までシソワット校（*collège Sisowath*）で学び、その後植民地学校の司法科に進んだ、とする〔Samoth 2012: 17〕。これが事実であれば、チャン・ナークは法学教育を受けた経験のある初めての司法大臣ということになる。しかし、筆者の手元にある資料では、そのいずれも確認することができない。

¹⁴⁶ 1907年6月25日理事長官令第321号。同理事長官令については、チャン・ナークの個人ファイル中の同理事長官令の写しを参照〔ANC RSC 18875〕。

¹⁴⁷ 1909年3月8日理事長官令第177号。同理事長官令については、チャン・ナークの個人ファイル中の同理事長官令の写しを参照〔ANC RSC 18875〕。

¹⁴⁸ 「チャン・ナーク閣下、職員番号977番、司法大臣の勤務状況」に添付されている過去の勤務評定に、「クロムカー学校に通訳として出向した」（1915年）との記述がある〔ANC RSC 18875〕。他の年度においても同様に通訳を務めた可能性もあるが、残された資料からはわからない。また、担当した科目は不明である。なお、クロムカー学校の「クロムカー」とは、元々は、州の下級官人の総称であった〔Aymonier 1875: 32; Leclère 1894: 200〕。

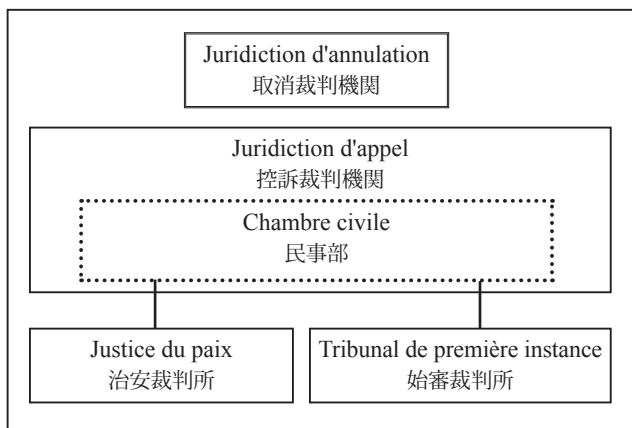
¹⁴⁹ 1922年1月31日理事長官令（法令番号不明）〔BAC 1922:58-59〕。復習教師の役割は、不明である。

¹⁵⁰ 「司法官」とは、カンボジア法の母法であるフランス法においては、司法系統の裁判所における職業裁判官および職業検察官を意味する〔山口 2002:351-352; 中村・今関・新倉 2002:196〕。ただし、カンボジアにおいて検察官の職が設けられるのは植民地期末期のことであり、1920年代においては司法官すなわち職業裁判官と考えて良い。

¹⁵¹ 「司法組織」とは、フランス法においては、司法権に属する民事・刑事裁判機関のみを意味し、行政権に属する行政裁判機関等を含まない〔山口 1978:271; 江藤 1975:419〕。カンボジアは、植民地期の法典編纂により、このフランス法上の用語を継受した。ただし、行政裁判機関が設置されるのは植民地期末期のことである。

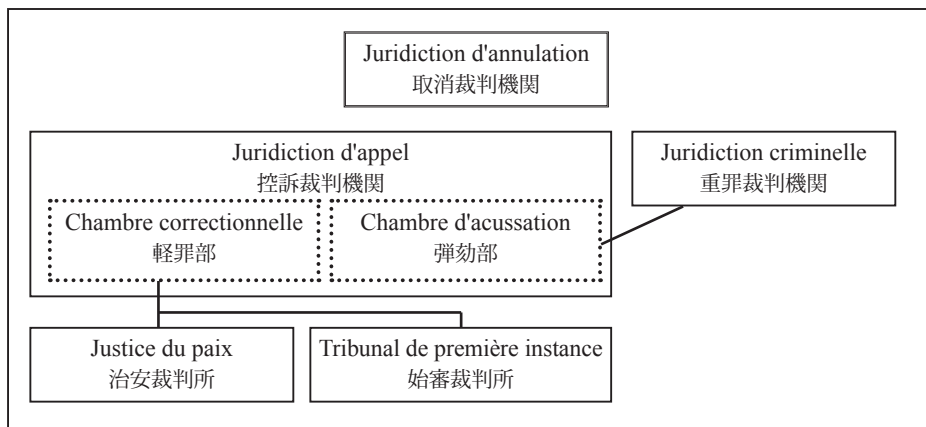
照)。同時に、新しい司法組織の下での司法官任用制度が整備された¹⁵²。そして、同年末には司法官や裁判所書記を採用する試験について規定する理事長官令が布告され¹⁵³、翌1923年に第1回採用試験が実施された¹⁵⁴。チャン・ナークは、この採用試験を受験して合格し、1923年に司法官に任官した¹⁵⁵。

図 2 1922年9月14日王令下の司法組織（民事）略図



(出典) 1922年9月14日王令より筆者作成。

図 3 1922年9月14日王令下の司法組織（刑事）略図



(出典) 1922年9月14日王令より筆者作成。

¹⁵² 1922年9月15日王令第119号 [BAC 1922:906-933]。
¹⁵³ 1922年12月8日理事長官令第2212号 [BAC 1922:1073-1076]。
¹⁵⁴ 1922年12月8日理事長官令第2213号 [BAC 1922:1076]。1920-30年代の司法官任用制度については、[傘谷 2017]を参照のこと。
¹⁵⁵ 1923年3月16日王令第21号 [BAC 1923:234-235]。同王令による任命が司法官採用試験の結果であるか否かは、官報に掲載された同王令の条文からはわからない。しかし、チャン・ナークの個人ファイル中に同王令の完全な写しがあり、官報では省略されている前文を見ると、「……司法職員の採用のための競争試験の科目および条件を定める1922年12月8日理事長官令第2212号を参照し、司法官の採用のための試験に関する委員会を任命する1922年12月8日理事長官令第2213号を参照し、上述の委員会により作成された1923年1月11日および16日の議事録を参照し…」とあることから、同王令による任命は採用試験委員会による選考の結果だと考えて間違いのないと思われる [ANC RSC 18875]。

チャン・ナークは、控訴裁判機関 (Juridiction d'appel) に配属された¹⁵⁶。数年後、今度は取消裁判機関裁判官の採用・昇進試験を受験し、これにも合格して、取消裁判機関裁判官に就任した¹⁵⁷。1928年、控訴裁判機関弾劾部 (Chambre d'accusation) の部長に異動し¹⁵⁸、翌1929年には大臣会議への出向を命じられ¹⁵⁹、同年7月1日付で司法大臣補佐官に就任した¹⁶⁰。1933年、取消裁判機関長官であったヒン・パエンが司法大臣に就任したため、その後任として同裁判機関の長官に就任した¹⁶¹。

1942年、ヒン・パエンの退任に伴い、司法大臣に就任した¹⁶²。その後の経歴は、カンボジア国立文書館の所蔵する植民地期の官報が1944年で途切れているため、明らかではない。先行研究によれば、1945年まで司法大臣を務め、同年8月に日本軍の後ろ盾を得た親日派政権が成立したことにより一時的に下野したが、フランスが復帰した後に再び司法大臣となった。1947年の憲法制定後、翌1948年に王国評議会 (上院) の職能代表議員となり、以後度々大臣を務め、1953年から翌年にかけては約4ヵ月という短期間ながら首相も務めた。そして、1954年に訪問中のパリで客死した、という [Corfield and Summers 2002:52; Samoth 2012:17-18]。

Ⅲ. 司法大臣の人事慣行

1. 司法大臣の経歴の変化

前節で経歴を整理した9人は、大臣に就任する以前の経歴に注目すると、次の3つのグループに分類できる。

第1に、軍歴を有する者たちである。ポク、コル・デ・モンテイロ、アレキシ・ルイ・チュン、ソン・ディアプの5人が該当する。経歴に不明な点が多いウクも、おそらくはここに分類できるであろう。彼らは、19世紀前半から半ばに生まれ、1870年代から80年代

¹⁵⁶ 1923年4月9日省令第29号 [BAC 1923:331-332]。

¹⁵⁷ 1927年9月8日王令第55号 [BAC 1927:1171]。同王令は、取消裁判機関裁判官の採用試験に合格したチャン・ナーク他1名を「取消裁判機関裁判官・在任5年未満 (juges à la Juridiction d'Annulation avant cinq ans)」の職位に任命する、と規定する。この規定の仕方では、単に新たな職位に任命しただけであって配属部署の変更は無いのか、それとも、新たな職位に任命し、かつ、取消裁判機関に配属したのか、判断できない。しかし、後掲注159で述べる1928年11月23日省令第84号は、チャン・ナークの1928年当時の勤務部署を取消裁判機関としているので、後者だと思われる。

¹⁵⁸ 1928年11月23日省令第84号 [BAC 1928:1627-1628]。同省令は、チャン・ナークをシソワット・ワッチャイヤヴォン (Sisowath Watchayavong) 王子に代えて控訴裁判機関弾劾部に異動し、ワッチャイヤヴォンをチャン・ナークに代えて取消裁判機関に異動した。

¹⁵⁹ 1929年6月20日王令第54号 [BAC 1929:904]。

¹⁶⁰ 1929年6月20日省令第51号 [BAC 1929:904]。なお、「大臣補佐官」は、前掲注25で述べたように、1897年7月11日王令が設けた職であったが、新たに大臣会議制度について定めた1926年12月31日王令には「大臣補佐官」という職名は見当たらず、代わって「事務局長 (secrétaires généraux)」なる名称を用いている (第6条)。しかし、人事に関する個別の王令・省令を見る限り、少なくとも司法省に関しては、1942年まで引き続き「大臣補佐官」の職名を使用した。

¹⁶¹ 1933年2月17日王令第26号 [BAC 1933:390]。

¹⁶² 1942年6月23日勅令第75号 [BAC 1942:1463]。

にかけて叛乱が相次いだ時期に従軍し、その鎮圧に貢献した¹⁶³。その過程で、ポクやコルの場合はノロドム王の、チュンの場合はフランス人植民地官僚たちの、ソン・ディアプの場合はシソワットの信頼を得て、後に大臣に就任する地歩を固めた。この時期の大臣の登用基準は、法に関する知識や経験の有無ではなく、有力者との個人的な関係が大きな比重を占めたものと思われる。

第2に、通訳出身者である。コル、チュン、ソン・ディアプ、カエウ・チア、ヒン・パエン、チャン・ナークの6人が該当する。前の3人は、第1のグループと重複している。それに対して、後ろの3人は、上述の叛乱の際にはまだ幼少か、生まれてさえおらず、当然、従軍経験はない。彼らが活躍するのは、叛乱が終息し、フランス保護領政府の主導する行政・司法改革が始まる1890年代半ば以降である。彼らの場合には、特定の有力者との個人的な関係に依存するのではなく、通訳を務めていた時期に勤務評定で高い評価を得たことが後に要職に登用されるきっかけとなった。また、カエウ・チアは、カンボジア語教育との関わりを経て、やがてカンボジア行政学校に参与し、同校教員との交流の中で法に関する知識を吸収した。ヒン・パエンとチャン・ナークは、法典編纂に関わる部署での勤務が長かった。第1のグループの者たちに比べると、法に関わる機会が相対的に多かったといえる。

第3に、司法官有資格者である。本稿で検討した範囲では、チャン・ナークのみしか該当しないが¹⁶⁴、チャン・ナーク以降は、司法官有資格者が司法大臣に就任することが慣例となった¹⁶⁵。

以上のように、司法大臣の経歴は、約30年の月日を経て、軍歴を有する者から通訳出身者へ、そして司法官有資格者へと緩やかに変化した。有力者の信任を得た政治的实力者から、司法官僚へと変化した、とも言える。

2. 司法官の人事慣行

司法大臣の経歴が変化した理由として考えられるのは、1920年代以降に司法官任用制度が整備され、その任用制度の下で司法官独自の人事慣行が成立したことである。

¹⁶³ もっとも、1870年代には既に壮年であり、高級官人であったポクと、それよりも20歳ほど年下で、おそらくは通訳として従軍したチュンやソン・ディアプとでは、派遣部隊内での役割に大きな差があったと思われるが、ここでは立ち入らない。

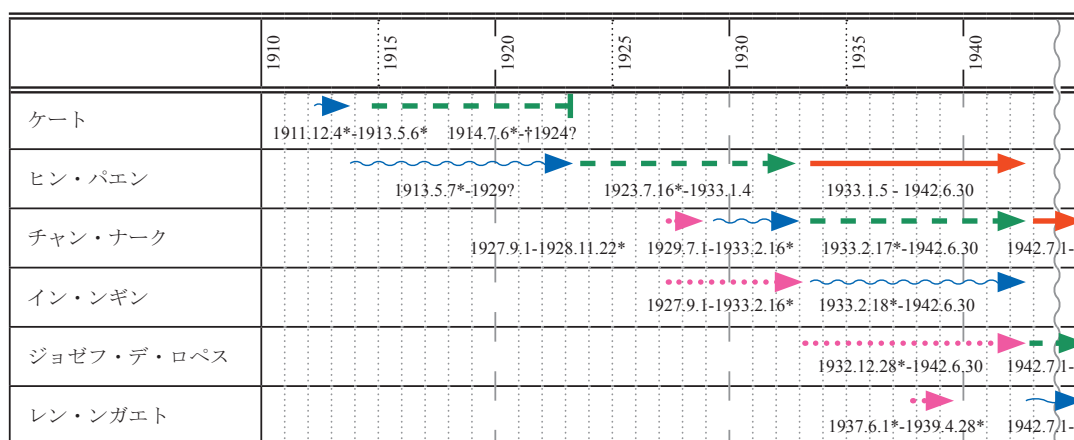
¹⁶⁴ 裁判官を務めた経験がある、という点では、マエン、チュン、ヒン・パエンも該当する。しかし、マエンとチュンについては司法官任用制度が整備される以前のことである。また、ヒン・パエンは、司法官任用制度が整備された直後のいわば移行期に、しかも取消裁判機関長官であったケートが在職中に病没するという事情により急遽後任となったのであり、司法官有資格者ではなかった。

¹⁶⁵ カンボジア人ジャーナリストのブイ・キアが出版した、1945年から2010年までの大臣会議構成員の名簿を整理した資料 [១៣ ៣ 2010] によれば、1945年から1953年の独立までに司法大臣を務めた者は、チャン・ナークが再任されているほか、ピトゥー・デ・モンテイロ、シソワット・ワッチャイヤヴォン、コサル、クオン・ナイ、デ・ロペス、トン・ウオン・モム計8人である。ピトゥー・デ・モンテイロについては前掲注49を参照のこと。王族の出身の司法官であるワッチャイヤヴォンについては前掲注159も参照のこと。また、「デ・ロペス」とあるのは、ジョゼフ・デ・ロペスのことと思われる。ジョゼフ・デ・ロペスについては前掲注92も参照のこと。他のコサル (Kosal)、クオン・ナイ (Khuon Nay)、トン・ウオン・モム (Thong Uong Mam) ら3人も全て司法官出身である。

先に述べたように、1922年に、司法官任用制度について規定する同年9月15日王令第119号が布告された。同王令第97条は、司法官の序列(hiérarchie)を、最下位の裁判官補(juge-suppléant)から最上位の取消裁判機関長官までの10段階と定めた¹⁶⁶。司法大臣を含む司法省高官については、行政官であるので、同条の規定する司法官の序列の枠外にあった。しかし、実際には、司法官は司法省への出向(hors cadre)という形で司法省高官に就くことが可能であり、事実上、司法省高官も司法官の序列の中に組み込まれていた。

この点を明らかにするために、ヒン・パエン、チャン・ナーク、および、ケート、チャン・ナークの後任の司法大臣補佐官であったイン・ンギン(In Ngin)、その後任として司法省官房長(chef de cabinet)を務めたレン・ンガエト(Leng Ngeth)、チャン・ナークの後任の取消裁判機関長官であったジョゼフ・デ・ロペスの計6人の経歴を合わせて検討した。そうすると、取消裁判機関裁判官を務めた後に、司法大臣補佐官もしくは司法省官房長に出向し、または、取消裁判機関長官に就任し、さらに、その一部は司法大臣へと至る、という人事慣行があったことが見えてくる(次頁図4を参照)。

図4 司法官の人事慣行



矢印のうち、波線は司法大臣補佐官・司法省官房長を、点線は取消裁判機関裁判官(代理を含む)を、破線は取消裁判機関長官(代理を含む)を、直線は司法大臣を意味する。人事を命じる王令・省令等に施行日が明記されていない場合は、就任については王令・省令等の布告日を、退任についてはその前日の日付を記し、右上にアスタリスク(*)を付した。各種資料によっても日付が特定できない場合は、推定される日付を記し、末尾にクエションマーク(?)を付した。

(出典) [BAC 1911:784; BAC 1913:344-345; BAC 1914:409; BAC 1923:584; BAC 1924:964; BAC 1927:1171; BAC 1928:1627-1628; BAC 1929:904; BAC 1933:72-75, 390, 398-399; BAC 1937:1158; BAC 1939:914; BAC 1942:1214, 1463, 1465-1466] から筆者作成。

¹⁶⁶ 司法官の序列については、[傘谷 2017:176-178]を参照のこと。

このように、1920年代後半から1940年代初頭にかけては、司法官の人事慣行が、司法省高官を含む形で成立した。その人事慣行では、司法大臣は司法官の序列の頂点に位置づけられ、取消裁判機関長官から昇格するのが慣例となった。その結果、司法大臣に就任する者は、事実上、司法官有資格者に限られることになったのである。

IV. おわりに

本稿では、1897年から1944年までに司法大臣または司法・公教育大臣を務めた9人の経歴を整理した。その結果、司法大臣の経歴が軍歴を有する者から通訳出身者へ、そして司法官有資格者へと変化したこと、および、その変化の背景には、司法大臣を頂点とする司法官の人事慣行の成立があったこと、を明らかにした。

この人事慣行は、司法官として法に関する専門的知識・経験を有する者を司法大臣に登用できるという点では、評価に値する。しかし、司法大臣をはじめとする司法省高官を司法官の序列の中に組み入れたことは、行政と司法との区分を不明確にしまい、「司法の独立」という観点からは問題をはらんでいたように思われる。植民期のカンボジアにおいては司法官の人事権は司法省にあった上 [傘谷 2017]、司法大臣がいわば最高位の司法官であったことが、司法省が司法権に介入することに対する警戒感を薄れさせ、裁判官の身分保障が脆弱なままに放置された理由の一端を担っているのではなかろうか。この点を説明することにより、植民地期カンボジアの立法者たちが司法と行政との関係はどうあるべきだと考えていたのか、そして、それが独立後から現代に至るまでの「司法の独立」にどのような影響を及ぼしているのか、を明らかにすることができるであろう。

最後に、本稿で整理した歴代司法大臣の一覧を次表に掲げておく（次頁表8を参照のこと）。

表 8 司法（・公教育）大臣一覧（1897年から1944年まで）

	名前	職名	就任日	退任日
1	ウク	司法大臣	1890年代-	-1899年1月12日?
2	ボク	司法大臣	1899年5月17日-	-1903年6月30日
3	コル・デ・モンテイロ	司法大臣	1903年7月1日-	(-1905年7月2日*)
		司法・公教育大臣	(1905年7月3日*-)	-1907年12月31日
4	マエン	司法・公教育大臣	1908年1月1日-	-1911年12月3日
5	アレクシ・ルイ・チュン	司法・公教育大臣	1911年12月4日-	(-1912年2月19日*)
		司法大臣	(1912年2月20日*-)	-1922年3月3日*
6	ソン・ディアブ	司法大臣	1922年4月15日-	-1927年8月31日?
7	カエウ・チア	司法大臣	1927年9月1日?-	-1933年1月4日
8	ヒン・パエン	司法大臣	1933年1月5日-	-1942年6月30日
9	チャン・ナーク	司法大臣	1942年7月1日-	—

人事を命じる王令・省令等に施行日が明記されていない場合は、就任については王令・省令等の布告日を、退任についてはその前日の日付を記し、右上にアスタリスク(*)を付した。各種資料によっても日付が特定できない場合は、推定される日付を記し、末尾にクエスチョンマーク(?)を付した。

(出典) 筆者作成。

(完)

<参考文献（本号で引用したもの）>

Aymonier, Etienne. 1875. *Notice sur le Cambodge*. Paris: E. Leroux.

Corfield, Justin, and Laura Summers. 2002. *Historical Dictionary of Cambodia*. Lanham, Md: Scarecrow Press.

江藤价泰. 1975. 「フランスの司法制度改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革 4 司法改革』417-496. 東京大学出版会.

傘谷祐之. 2017. 「フランス植民地期カンボジアにおける司法官任用制度」『名古屋大学法政論集』272: 165-184.

Gouvernement Général de l'Indochine. 1922. *Réorganisation de l'Administration et de la Justice indigènes au Cambodge*. Hanoï: Imprimerie d'Extrême-Orient.

Indochine française. Service de l'information. 1943. *Souverains et notabilités d'Indochine*. Hanoi: Éditions du Gouvernement Général de l'Indochine.

Leclère, Adhémar. 1894. *Recherches sur le Droit Public des Cambodgiens*. Paris: A. Challamel.

中村紘一・新倉修・今関源成訳. 2002. 『フランス法律用語辞典』三省堂.

Rousseau, Paul Armand. 1904. *Le protectorat français du Cambodge*. Dijon: Pillu-Roland.

Sakou Samoth. 2012. *Hommes et Histoire du Cambodge*. Phnom Penh: Editions Angkor.

Silvestre, A. 1924. *Le Cambodge administratif*. Phnom-Penh: A. Portail.

山口俊夫. 1978. 『概説フランス法 (上)』東京大学出版会.

———. 2002. 『フランス法辞典』東京大学出版会.

ព័រយ គ. ២០១០. រដ្ឋាភិបាលកម្ពុជា ពីឆ្នាំ ១៩៤៥ ដល់ឆ្នាំ ២០១០. ភ្នំពេញ: ពន្លឺខ្មែរ។ (プイ・キア『1945年から2010年までのカンボジア政府』).

<公文書等>

(個人ファイル)

ANC RSC 17930 "Dossier personnel de M. Keo Chea, chauvaykhet."

ANC RSC 18875 "Dossier personnel de M. Chan Nak, oudam montrey."

ANC RSC 19021 "Dossier personnel de M. Penn Hing, ministre de la justice."

ANC RSC 19286 "Dossier personnel de M. Hing Penn, suppléant ministre de justice." [sic]

ANC RSC 19293 "Dossier personnel de M. Keo Chea, oudam montrey."

(大臣会議議事録)

ANC RSC 32317 "Procès verbaux des séances du conseil des ministres. Séance 195 à 234 (16/01/1915-30/12/1915)."

ANC RSC 32323 "Procès verbaux des séances du conseil des ministres Séance 403 à 428 (06/01/1921-08/12/1921)."

ANC RSC 32324 "Procès verbaux des séances du conseil des ministres Séance 430 à 446 (13/01/1922-22/11/1922)."

略語

AGIF *Annuaire général de l'Indo-Chine française*

ANC Archives Nationales du Cambodge, Phnom Penh

BAC *Bulletin administratif du Cambodge*

GGI Gouvernement Général de l'Indochine

RSC Résident Supérieur au Cambodge